平成２６年（フ）第４４号
山形県鶴岡市城北町27番４号　サンハイム201号室
債務者　加藤　俊英
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第２９１号
愛知県一宮市萩原町串作字長田722番地１
債務者　川畑　詳吾
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３１２号
愛知県一宮市西大海道字八法寺３番地
債務者　熊崎　明美
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４６９１号
大阪市中央区玉造２丁目５番13号キャッスルビュー玉造上町台705号、住民票上の住所大阪市天王寺区小橋町13番４号内外工芸社
債務者　田中　淳代
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７１４号
大阪府東大阪市花園本町１丁目12番６号ロータリーハイツ花園410号
債務者　難波　昭男
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７６１号
大阪市西淀川区姫島３丁目11番47―1001号
債務者　荒木　順子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７６２号
大阪市西淀川区姫島３丁目11番47―1001号
債務者　荒木　尚武
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７８９号
大阪市淀川区野中南２丁目11番５号
債務者　森脇　正範
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７９３号
大阪府大東市諸福６丁目２番07号　宏和マンション１号館102号
債務者　髙井　則子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０５３号
大阪府東大阪市若江東町４丁目５番10号ガーデンハイツ若江東Ｂ―101号
債務者　足立　奈美
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０９１号
大阪府茨木市舟木町15番13号　プランドール茨木402号、住民票上の住所大阪府茨木市学園町３番１―1301号
債務者　岸水　静香（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１２７号
大阪府枚方市田口２丁目10番14号
債務者　岡田　光広
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１６６号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ４―504号、前住所大阪府摂津市正雀本町１丁目３番７―105号
債務者　小東　　雄
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１９７号
大阪府八尾市北木の本４丁目38番地の１シャトレコートＢ206号
債務者　大久保　怜（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２０１号
大阪市鶴見区鶴見４丁目11番75号
債務者　上浪久実子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２０３号
大阪市西区江之子島２丁目２番21―202号
債務者　河上　　徹
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５２号
奈良市東九条町792番地　22―508号
債務者　久下すばる
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
奈良地方裁判所